○三〇二・五二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五％
○三〇二・五三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	五％
○三〇二・五四	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	
	一　メルルシウス属のもの	一〇％
	二　ウロフュキス属のもの	五％
○三〇二・五五	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	一〇％
○三〇二・五六	ブルーホワイティング（ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス）	五％
○三〇二・五九	その他のもの	
	一　たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）	一〇％
	二　その他のもの	五％
○三〇二・七一	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	五％
○三〇二・七二	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	
○三〇二・七三	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	五％
○三〇二・七九	こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）	五％
○三〇二・七四	うなぎ（アングイルラ属のもの）	五％
○三〇二・八一	その他のもの	
	その他の魚（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	五％
○三〇二・八二	さめ	
○三〇二・八三	えい（がんぎえい科のもの）	五％
○三〇二・八四	めろ（ディソスティクス属のもの）	五％
○三〇二・八五	シーバス（ディケントラルクス属のもの）	五％
○三〇二・八九	たい（たい科のもの）	五％
	その他のもの	
	一　にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）	一〇％
	二　バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）及びキングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）	五％
	三　その他のもの	三・五％
	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	

○三〇二・九一	肝臓、卵及びしらこ	
	一　にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	一〇％
	二　その他のもの	五％
○三〇二・九二	ふかひれ	五％
○三〇二・九九	その他のもの	
	一　内臓	無税
	二　その他のもの	
	(一)　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％
	(二)　その他のもの	五％
○三〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	五％
○三〇三・一一	さけ科のもの（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	五％
○三〇三・一二	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）	五％
○三〇三・一三	その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）	五％
○三〇三・一四	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五％
○三〇三・一九	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・クリソガステル）	五％
	その他のもの	
○三〇三・二三	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	五％
○三〇三・二四	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	
	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	五％